

令和七年三月五日提出
定例市議会

提案理由説明

熊本市

ただいま上程されました議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、議 第九十一号「熊本市国民健康保険条例の一部改正について」であります。これは国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議 第九十二号「熊本市・城南町新市基本計画（城南地域）及び熊本市・植木町新市基本計画（植木地域）の一部変更について」であります。これは城南地域及び植木地域それぞれの新市基本計画に掲げる事業のうち、実施設計に着手しているものの、計画期間中に完了しない事業について、その名称及び完了予定時期を明記するとともに、当該事業の継続に伴う財政計画の見

直しを行うため、市町村の合併の特例に関する法律第六
条第六項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもので
ございます。

次に、議 第九十三号及び議 第九十四号「財産の取得
について」でありますが、これらはいずれも、予定価格
四千万円以上の財産の取得となる、本市の市立小中学校
等及び保育所における給食用食材等の購入について、地

方自治法第九十六条第一項第八号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(了)